

避難指示解除準備区域（檜葉町）に居住していた申立人ら家族（父母と子どもら）につき、申立人（母）の乳幼児の世話を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として、平成23年3月分から平成24年4月分までは乳幼児が2人（3歳未満の子1人と3歳以上の子1人）いる状況で知人宅や集合住宅で周囲への気遣いをしながらの避難生活であったことを考慮して月額5万円、平成24年5月分から平成25年3月分までは幼児が2人（いずれも3歳以上）いる状況で避難先が集合住宅や仮設住宅であったことを考慮して月額3万円、平成25年4月分から平成25年6月分までは幼児1人（3歳以上）の世話及び避難先が仮設住宅であったことを考慮して月額2万円、平成25年7月分から平成28年3月分までは幼児1人（3歳以上）の世話を考慮して月額1万円の賠償が認められたほか、申立人ら各人に、過酷避難状況による精神的損害30万円、生活基盤変容による精神的損害250万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

1. 申立人X1分

(1) 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）

期間：平成23年3月11日から平成23年9月10日まで

300,000円

(2) 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）

2,500,000円

2. 申立人X2分

(1) 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）

期間：平成23年3月11日から平成23年9月10日まで

300,000円

(2) 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）

2,500,000円

(3) 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4 指針I）④（乳幼児の世話）による増額分）

期間：平成23年3月11日から平成28年3月31日まで

1,420,000円

3. 申立人X3分

(1) 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）

期間：平成23年3月11日から平成23年9月10日まで

300,000円

(2) 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）

2,500,000円

4. 申立人X4分

(1) 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）

期間：平成23年3月11日から平成23年9月10日まで

300,000円

(2) 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）

2,500,000円

5. 申立人X5分

(1) 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）

期間：平成23年3月11日から平成23年9月10日まで

300,000円

(2) 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）

2,500,000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として合計金15,420,000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項所定の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年8月22日

(仲介委員 和田 千代)